寒河江市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

　(事業の目的)

**第１条**　社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会が開設する寒河江市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

**第２条**　事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公平中立に行うこととする。

　（事業所の名称等）

**第３条**　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　寒河江市地域包括支援センター

（2）所在地　寒河江市中央二丁目２番１号（寒河江市ハートフルセンター内）

　（職員の職種、員数及び職務内容）

**第４条**　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者　１名（常勤１名）

（1）管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）担当職員　８名（内、１名は管理者と兼務）

　　 担当職員は指定介護予防支援の提供にあたる。

　　(営業日及び営業時間)

**第５条**　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　毎週月曜日から土曜日（※土曜日は予約制で担当者が対応）までとす

る。ただし、国民の祝祭日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（2）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

**第６条**　指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（1）利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

（2）　利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

（3）　サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

（4）指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

（5）計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

（6）その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

　（厚生労働省令第３７号第２９条から第３１条）に従って実施する。

（指定介護予防支援の利用料その他の費用の額）

**第７条**　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基

準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、

利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

**第８条**　通常の事業の実施地域は、寒河江市全域とする。

（緊急時等における対応方法）

**第９条**　担当職員は、介護予防支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事

態が生じたときは、速やかに主治の医者に連絡する等の措置を講ずるとともに管理

者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

**第１０条**　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げると

おり必要な措置を講ずる。

（1）研修等を通じて、担当職員の人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術

の向上に努める。

（2）事業所の職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者

等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

（3）利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った

場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講ずる。

（その他運営に関する重要事項）

**第１１条**　当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものと

し、また、業務体制を整備する。

２　担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　当事業所は、担当職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を

保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨

を、雇用契約の内容とする。

４　当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合

は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範

囲や業務量について配慮する。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寒河江市社

会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和３年６月１日から施行する。